

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

一 国は、四の法曹養成連携協定の目的となつていてる大学の課程における教育の充実を図る責務を有するものとすること。

(第三条第一項関係)

二 大学は、法科大学院において、次に掲げる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するものとすること。

1 法曹となるうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。二において同じ。）

2 法曹となるうとする者に共通して必要とされる1に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。二において同じ。）

3 1及び2に掲げるもののほか、法曹となるうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力

4 次に掲げるものその他1から3までに掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき

将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養

(一) 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力

(二) 法律に関する実務の基礎的素養

(第四条関係)

三 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における成績評価、修了の認定及び第三の一の法科大

学院を設置する大学の学長の認定の基準及び実施状況等を公表するものとすること。 (第五条関係)

四 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施等に関する協定（七において「法曹養成連携協定」という。）を締結し、文部科学大臣の認定を受けることができるものとすること。

(第六条関係)

五 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者選抜の実施方法等について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うものとすること。

- 1 職業経験を有する者であつて法科大学院に入学しようとする者
- 2 法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者
- 3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十九条の規定により大学を卒業して法科大学院に

入学しようとする者及び同法第二百二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者

(第十条関係)

六 文部科学大臣は、法科大学院に係る設置基準を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の  
基本理念及び二の大学の責務を踏まえたものとなるよう意を用いるものとすること。

(第十一條関係)

七 認証評価機関が法科大学院の教育研究活動の状況についての認証評価を行うに際し、四の文部科学大  
臣の認定を受けた法曹養成連携協定の目的となつていて法科大学院の認証評価については、当該法曹養  
成連携協定において当該法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うものとすること。  
(第十二条第二項関係)

八 法務大臣は、第三の一の法務省令の制定等に際し、あらかじめ文部科学大臣に通知するものとし、こ  
の場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べができるものとすること。

(第十三条第三項関係)

九 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項

について、相互に協議を求める、又は大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聴くことができるものとすること。

（第十三条第五項関係）

## 第二 学校教育法の一部改正

大学院を置く大学は、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者について、当該大学院を置く大学の定める単位の修得状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、当該大学院に入学させることができるものとすること。

## 第三 司法試験法の一部改正

一 司法試験の受験資格を有する者に、法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次に掲げる要件を満たすことについて認定をしたものと追加すること。

1 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。

2 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

(第四条第二項第一号関係)

二 一の受験資格を有する者は、一の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間において司法試験を受けることができるものとすること。

(第四条第二項第二号関係)

三 司法試験予備試験の論文式による筆記試験の試験科目について、一般教養科目を廃止するとともに、専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目を追加すること。

(第五条関係)

四 法務大臣は、三の法務省令を制定し、又は改廃しようとするとときは、司法試験委員会の意見を聴くものとすること。

(第六条関係)

#### 第四 裁判所法の一部改正

第三の一の受験資格に基づいて司法試験を受け、これに合格した者については、その合格の発表の日の

属する年の四月一日以降に法科大学院の課程を修了したことを、司法修習生の採用に必要な要件とすること。

（第六十六条第一項関係）

## 第五 施行期日等

一 この法律は、平成三十二年四月一日から施行するものとすること。ただし、第一の九及び二については公布の日から、第三の三及び四については平成三十三年十二月一日から、第一の三の一部及び八、第三の一及び二並びに第四については平成三十四年十月一日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置について定めること。 （附則第二条から第四条まで関係）

## 第六 関係法律の整備

その他関係法律の一部を改正すること。

（附則第五条から第八条まで関係）